

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第16条 条例別表第2の2の15の項(18)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。）<u>第46条の3第1項</u>ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）が、法第4条第1項に規定する地域医療支援病院を開設している場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 条例別表第2の2の15の項(28)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（前項各号に掲げる場合を除く。）の申請書の受理に関する事務</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) <u>法第57条第5項</u>の合併の認可の申請書の受理に関する事務</p>	<p>第16条 条例別表第2の2の15の項(20)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。）<u>第46条の6第1項</u>ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）が、法第4条第1項に規定する地域医療支援病院を開設している場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 条例別表第2の2の15の項(27)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第46条の6第1項</u>ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（前項各号に掲げる場合を除く。）の申請書の受理に関する事務</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) <u>法第58条の2第4項</u>（<u>法第59条の2</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の合併の認可の申請書の受理に関する事務</p> <p>(10) <u>法第60条の3第4項</u>（<u>法第61条の3</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の分割の認可の申請書の受理に関する事務</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年 9月 1日から施行する。